

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、C I M (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、別紙による。

(海上作業・潜水調査)

第14条 調査箇所は、港則法の適用範囲内での海上作業となるため、港長又は徳島海上保安部長と協議を行い、許可を得てから現地調査にとりかかること。

(警戒船)

第15条 本業務の安全監視船は延べ3日(作業日当たり1隻)を見込んでいる。なお、関係機関との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。また、作業完了後には、実績が確認できる資料(勤務伝票の写し他)を提出すること。

(緊急対応)

第16条 現地点検時に陥没等の損傷を発見したときは、早急に監督員に連絡をとること。現場等を離れる際は、安全対策を講じること。

2 潜水調査で鋼板等に穴が空いている場合は、土砂等が係留施設から抜け出していないかを確認した上で、早急に監督員と連絡をとり、安全対策を講じること。

3 安全対策に対し、必要と認められる経費については、変更契約出来るものとする。

(その他)

第17条 上記及びその他疑義が生じた場合には、協議を行った上で決定するものとする。

R 6 阿土 橋港（西浜地区） 阿南・橋 - 2 m物揚場詳細設計業務

特 記 仕 様 書

1. 業務名称

R 6 阿土 橋港（西浜地区） 阿南・橋 - 2 m物揚場詳細設計業務

2. 業務の目的

本業務は、老朽化により機能低下した既設棧橋式物揚場「西浜物揚場（C-6-9）」について、修繕設計を行うものである。

3. 業務内容

1) 設計計画

本業務の目的と主旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成・提出する。

2) 損傷箇所の確認調査

既設物揚場の修繕設計に先立ち各部位の形状寸法や損傷状況を確認し、損傷図を作成するとともに、必要となる詳細調査を実施する。

3) 詳細調査

下記の調査を実施予定であるが、「2) 損傷箇所の確認調査」の結果を踏まえ、調査内容・数量は協議により変更する場合がある。

電磁波レーダー（鉄筋探査）	1 箇所
コア採取	1 本
一軸圧縮強度試験	1 本
全塩化物イオン量試験（電位差滴定法）	3 スライス
中性化試験（フェノールフタレイン法）	1 本
内視鏡調査（杭頭開き部）	1 式
肉厚測定（鋼管杭孔食部）	1 箇所
はつり試験（上部工下面）	1 箇所

4) 上部工補修設計

2)、3) の調査結果を踏まえ、検討構造物の上部工（既設コンクリート構造物）について補修設計を行う。

5) 下部工補修設計

2)、3) の調査結果を踏まえ、検討構造物の下部工（鋼管杭[開孔部]）について補修設計を行う。

- 6) 被覆防食、電気防食工の設計
検討構造物の鋼部材において、被覆防食工及び電気防食工の設計に必要な断面力、鋼材の腐食量等の整理を行い、被覆防食工、電気防食工の設計を行う。
- 7) 施工計画
当該工事の施工方法、施工手順、施工機械、材料搬入等の条件整理を行い、周辺への影響も考慮した施工計画(案)を検討・立案する。
- 8) 関係機関打合せ協議
本設計に必要な関係機関との協議及び協議資料の作成等を行う。
- 9) 概算工事費算定
補修数量、施工計画を基に概算工事費の算定を行う。
- 10) 照査
仕様書に基づく条件、検討項目、補修工法の選定等の照査を業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。
また、設計業務が終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。
- 11) 報告書作成
設計条件、使用した基準、対策工決定の根拠や経緯等について分かりやすくとりまとめる。
成果品の提出は、下記の通りとする。
【成果報告書】
紙媒体：A 4 チューブファイル 1 部
電子成果品（電子媒体） 2 部（正・副各 1 部）
- 12) 打合せ
打合せは、着手時、中間 2 回、成果納品時の計 4 回実施するものとする。